



Contents

特集 平成24年度木曾岬町歳入歳出決算 2~5
木曾岬町人事行政の公表 6~7

INFORMATION きそさき	8~10
生活のミニ情報	10~13
警察署コーナー	13
教育委員会だより	14~18
こんにちは保健師です	19

税インフォメーション	20~21
保健衛生のコーナー	22
11月のお知らせ等	23
カレンダー	24



平成24年度 木曾岬町歳入歳出決算



町の財政事情を町民の皆さまに広く知っていただくため、特集として、皆さまに関係の深い一般会計を中心に、決算のあらましについてお知らせします。

各会計別決算

●歳入合計

(単位：千円・%)

区分	平成24年度	平成23年度	比較	増減率
一般会計	2,834,183	2,870,091	▲35,908	▲1.3
国民健康保険特別会計	934,647	835,864	98,783	11.8
介護保険特別会計	346,001	317,942	28,059	8.8
後期高齢者医療特別会計	88,447	85,232	3,215	3.8
土地取得特別会計	5,202	3,536	1,666	47.1
農業集落排水事業特別会計	96,435	99,268	▲2,833	▲2.9
公共下水道事業特別会計	254,421	259,669	▲5,248	▲2.0
小計(特別会計)	1,725,153	1,601,511	123,642	7.7
水道事業会計(公営企業会計)	206,968	171,012	35,956	21.0
収益的収入	203,210	168,442	34,768	20.6
資本的収入	3,758	2,570	1,188	46.2
合計	4,766,304	4,642,614	123,690	2.7

●歳出合計

(単位：千円・%)

区分	平成24年度	平成23年度	比較	増減率
一般会計	2,635,384	2,656,681	▲21,297	▲0.8
国民健康保険特別会計	888,324	779,230	109,094	14.0
介護保険特別会計	332,660	300,391	32,269	10.7
後期高齢者医療特別会計	87,125	83,958	3,167	3.8
土地取得特別会計	5,011	3,377	1,634	48.4
農業集落排水事業特別会計	92,721	96,009	▲3,288	▲3.4
公共下水道事業特別会計	252,376	256,419	▲4,043	▲1.6
小計(特別会計)	1,658,217	1,519,384	138,833	9.1
水道事業会計(公営企業会計)	212,961	186,889	26,072	14.0
収益的支出	204,044	175,327	28,717	16.4
資本的支出	8,917	11,562	▲2,645	▲22.9
合計	4,506,562	4,362,954	143,608	3.3

平成24年度の一般会計・特別会計・公営企業会計を合わせた決算総額は、歳入が47億6,630万4千円(前年度比較2.7%)、歳出が45億656万2千円(前年度比較3.3%)となりました。

このうち一般会計は、歳入が28億3,418万3千円(前年度比較▲1.3%)金額では3,590万8千円の減額、歳出では26億3,538万4千円(前年度比較▲0.8%)金額では、2,129万7千円の減額となりました。歳入歳出差引額から平成25年度に繰越すべき財源の4,262万5千円を差し引いた実質収支額は1億5,617万4千円となりました。

国民健康保険等の7つの特別会計の総額は、歳入が17億2,515万3千円(前年度比較7.7%)、歳出が16億5,821万7千円(前年度比較9.1%)となりました。また、公営企業会計の水道事業については、歳入が2億696万8千円(前年度比較21.0%)、歳出が2億1,296万1千円(前年度比較14.0%)となりました。歳入歳出の主な増加要因は、木曾岬干拓地の受託工事によるものです。

用語解説

◆**一般会計**
町税を主な収入として、道路・公園などの整備や、教育や社会福祉事業の充実など、町が年間行っている基本的な施策の経費を計上した会計のことをいいます。

◆**特別会計**
国民健康保険や下水道などの特定事業を行う場合に、経理状況が一目でわかるようにするために、一般会計とは別に経理する会計のことをいいます。

◆**公営企業会計**
民間企業と同じように独立採算性で、収支のバランスをとりながら経理する会計のことをいいます。

◆**実質赤字比率**
一般会計など(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模の標準財政規模に対する比率です。当町の標準財政規模の場合150%を超えるると財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

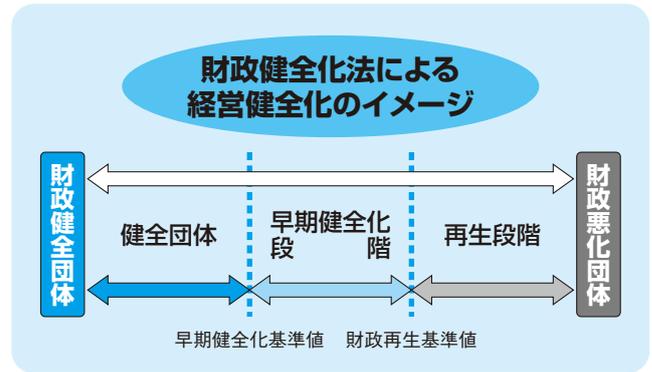
◆**連結実質赤字比率**
全会計を対象とした実質赤字に対する比率です。当町の標準財政規模の場合、20%を超えるると財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。

◆**実質公債費比率**
町が借り入れた地方債(借金)の当該年度の元利償還金(公債費)のうちの一般財源などから地方交付税により措置される災害事業費などを控除した公債費の負担状況を示す指標です。一般に25%を超えると公債発行(地方債の発行)が制限されます。

指標で見る財政事情

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づき、町の一般会計、特別会計などの決算に対しては健全化判断指標の公表が義務付けられています。この法律に定める判断基準値と平成24年度決算に基づく町の健全化判断比率および資金不足比率などは次のとおりです。

当町における決算指数はいずれにおいても国が定める早期健全化基準値を下回っており、平成24年度決算においては、健全な状態にあると判断されます。



平成24年度決算における町の健全化指数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
平成24年度決算指数	—	—	9.3%	—	—
早期健全化基準値	15.0%を超える	20.0%を超える	25.0%を超える	350.0%を超える	20.0%を超える
財政再生基準値	20.0%を超える	35.0%を超える	35.0%を超える	—	—
三重県平均値	—	—	10.0%	45.0%	—

※平成24年度決算指数中の—は赤字額や将来負担額、資金不足額が発生しておらず、算定されない状況を示しております。

一般会計歳入決算の状況

(単位：千円)

歳入内訳		構成比率%
自主財源	町税	901,750 31.8
	分担金負担金	28,418 1.0
	使用料および手数料	63,143 2.2
	財産収入	20,675 0.7
	寄付金	9,500 0.3
	繰入金	101,335 3.6
	繰越金	113,410 4.0
	諸収入	54,875 1.9
	小計	1,293,106 45.5
依存財源	地方譲与税	43,336 1.5
	利子割交付金	2,654 0.1
	配当割交付金	2,096 0.1
	株式等譲渡所得割交付金	516 0.0
	地方消費税交付金	64,550 2.3
	自動車取得税交付金	15,272 0.6
	地方特例交付金	2,746 0.1
	地方交付税	935,370 33.0
	交通安全対策特別交付金	1,094 0.0
	国庫支出金	139,969 5.0
源	県支出金	126,474 4.5
	町債	207,000 7.3
	小計	1,541,077 54.5
合計		2,834,183 100.0

歳入決算の概要

歳入全体の構成比を見ますと、地方交付税が33.0%を占め、次に町税が31.8%で、これらを主な収入財源として構成されています。

また、財源的には自主財源(12億9,310万6千円)45.5%、依存財源(15億4,107万7千円)54.5%となり、自主財源の比率を前年度と比較した場合0.4%減少となり、大きく変化しませんでした。

平成24年度決算は、景気の低迷が続いており、町税収入が前年比較1,915万9千円の減収となり、国庫支出金では、経済危機対策臨時交付金の廃止により、4,569万2千円の減額になりました。また、町債の借入額は2,300万円の増額となりました。これらの要因により、歳入全体では2億4,707万2千円の減額となりました。

今後も、行政活動の自主性と安定性を確保する上で、重要となる自主財源の確保の為、適切な事務事業の改善に努めてまいります。

- ◆将来負担比率
地方債の残高をはじめ一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。市町村にあつては35%を超えるとは財政健全化団体となり健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆資金不足比率
公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。この指標が20%以上になると財政健全化団体となり公営企業などの健全化計画を策定しなければなりません。
- ◆町税
町民税・固定資産税・軽自動車税などの普通税と、入湯税・事業税などの目的税のことをいいます。
- ◆繰入金
一般会計、特別会計、各種基金などから受け入れるお金のことをいいます。
- ◆地方交付税
国が市町村の財政状況に応じて交付するお金のことをいいます。地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。
- ◆国庫(県)支出金
国(県)が認めた事業に対し市町村に交付されるお金(負担金・補助金・委託金など)のことをいいます。
- ◆町債
建設事業など、将来の町民にも建設費用を負担してもらったほうが公平であると考えられる事業などの資金調達のために借り入れるお金のことをいいます。
- ◆自主財源
町が自主的に収入しうる財源のことをいいます。
- ◆依存財源
国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のことをいいます。



一般会計歳出決算の状況

(単位：千円)

歳出内訳	構成比率%	内容
議会費	55,168 2.1	議会に係る費用に使われました。
総務費	486,077 18.4	主に窓口、税務、選挙事務に係る費用に使われました。
民生費	620,756 23.5	主に保育、社会福祉に係る費用に使われました。
衛生費	223,031 8.5	主に健康予防、ごみ対策に係る費用に使われました。
農林水産業費	205,526 7.9	主に農業、漁業の発展や振興に係る費用に使われました。
商工費	9,553 0.4	主に商業、観光に係る費用に使われました。
土木費	371,040 14.1	主に道路整備、都市計画に係る費用に使われました。
消防費	155,004 5.9	消防、防災に係る費用に使われました。
教育費	312,570 11.9	主に小・中学校、幼稚園に係る費用に使われました。
公債費	196,659 7.4	町の借金返済に係る費用に使われました。
合計	2,635,384 100.0	

●歳出性質別状況

任意的経費

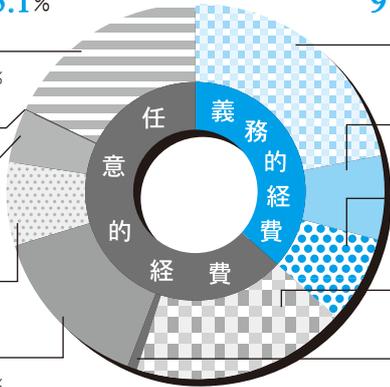
1,663,607千円 63.1%

- 繰出金 463,228千円 17.6%
- 投資及び出資金 1,680千円 0.1%
- 積立金 120,764千円 4.6%
- 普通建設事業費 195,096千円 7.4%
- 補助費 373,168千円 14.2%

義務的経費

971,777千円 36.9%

- 人件費 581,554千円 22.0%
- 扶助費 193,564千円 7.3%
- 公債費 196,659千円 7.5%
- 物件費 482,980千円 18.3%
- 維持補修費 26,691千円 1.0%



歳出決算の概要

歳出決算額は26億3,538万4千円となり前年度比較▲0.8%、金額で2,129万7千円の減額となりました。

性質別に見ると人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出全体の36.9%を占め、物件費、補助費、普通建設事業費等の任意的経費においては、1,613万2千円の増額となりました。

今後も、町財政の健全化をはかるため引き続き新たな行財政計画を策定し適切な財政事業の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営と行政事務事業の簡素化並びに効率化をはかっていきます。



一般会計地方債の状況

(単位：千円)

区分	平成23年度末現在高	平成24年度発行額	平成24年度償還額	差引現在高
公共事業等債	52,700	17,100	0	69,800
一般単独事業債	129,862	15,900	37,415	108,347
教育・福祉施設等整備事業債	12,148		1,763	10,385
厚生福祉施設整備事業債	30,072		14,716	15,356
財源対策債	20,206		7,141	13,065
減税補てん債	33,360		2,341	31,019
臨時財政対策債	1,218,247	174,000	112,979	1,279,268
その他	19,738		964	18,774
合計	1,516,333	207,000	177,319	1,546,014

用語解説

◆義務的経費
歳出のうち、その支出が義務付けられた任意に節減できない経費をいいます。

◆任意的経費
任意に支出することができ、生活費であり、町の意志によって削減できる要素を持つ経費をいいます。

◆扶助費
社会保障制度の一環として、生活を維持するために支出される経費のことをいいます。(生活扶助・教育扶助・医療扶助・住宅扶助など)

◆公債費
借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金利息です。

◆補助費など
負担金・補助金・交付金が主なものですが、報奨金や損害保険などの保険料、賠償金なども含まれます。

◆物件費
地方公共団体が支出する消費的性質の経費(人件費・維持補修費・扶助費を除く)のことをいいます。

◆経常収支比率
財政構造の余裕を示すもので、65%～75%が望ましいとされています。支出のうち人件費など、毎年必ず支払う経費を「経常的経費」といいます。また、町税など毎年経常的に入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道が自由な経常一般財源から経常的経費に充てられる割合が「経常収支比率」となります。この比率が低いほど自由に使える資金が多いこととなります。

平成24年度の主な行事

- ★ 児童の国際感覚を醸成する国際交流事業
(インターナショナルデイ) → 6/ 9
- ★ 自主運行バス源緑見入線運行開始 → 7/ 1
- ★ BORRA 実行委員会との協働による夏まつり
(やろまい夏まつり) → 8/ 4
- ★ 敬老会
(70歳以上の方で、1,136名中719名参加) → 9/ 8
- ★ 第49回町民体育祭
～みんなで参加してみようぜ!!～ → 10/14
- ★ メガソーラー事業者 (株)丸紅に決定 → 11/ 1
- ★ 秋の文化祭 → 11/3・4
- ★ 成人式
(男60名、女45名、合計105名) → 1/12
- ★ 第27回木曾岬一周輪中駅伝大会
(参加者は、23チームが参加された) → 2/ 3
- ★ 美し国三重市町対抗駅伝に町代表チーム参加
(木曾岬町は、町の部で11位となりました。) → 2/17



敬老会



第49回町民体育祭



美し国三重市町対抗駅伝大会選手壮行会



第27回木曾岬一周輪中駅伝大会

町民一人当たりの決算額(一般会計)

平成24年度決算における収入額、支出額、町債残額などを町民一人当たりの金額に置き換えてみました。平成24年3月末現在の人口(6,806人)などで計算すると次のようになります。

(▲は減額)

項 目	町民1人当たり決算額 (H24年度決算)	対前年比較増減
◆町民1人に納めていただいた税金	132,493円	▲2,815円
◆町民1人当りに使われたお金(歳出総額)	387,215円	▲3,129円
・ごみ処理に対する町民1人当りに使われたお金	20,211円	▲332円
・下水処理に対する町民1人当りに使われたお金	42,632円	▲814円
・消防署維持に対する町民1人当りに使われたお金	12,851円	1,077円
・幼稚園児および保育園児1人当りに使われたお金 (幼稚園児66人、保育園児105人)(※前年度 幼稚園児57人、保育園児116人)	1,042,801円	142,512円
・小学校児童1人当りに使われたお金(児童数301人※前年児童数327人)	168,884円	▲152,465円
・中学校生徒1人当りに使われたお金(生徒数190人※前年生徒数173人)	223,705円	29,653円

※この記事に関するお問い合わせは、役場 総務企画課 (☎68-6100) へお尋ねください。

木曾岬町人事行政の公表

町職員の給与や勤務の条件が、どのようになっているかを町民の皆さまにお知らせし、木曾岬町の人事行政への理解を深めていただくことを目的として、毎年公表しています。

2. 職員の給与の状況

(1)人件費の状況（平成24年度一般会計決算）

住民基本 台帳人口 <small>H25.3.31現在</small>	歳 出 額 A <small>千円</small>	人 件 費 B <small>千円</small>	人件費率 (B/A) <small>%</small>	23年度の 人件費率 <small>%</small>
6,396人	2,640,395	581,554	22.0	22.4

※人件費には、職員の給与のほか、特別職、議員、各種委員等も含まれます。

(2)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成25年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料 月 額 <small>円</small>	平均年齢 <small>歳</small>	平均給料 月 額 <small>円</small>	平均年齢 <small>歳</small>
木曾岬町	324,800	43.1	196,000	60.5
三重県	349,172	43.2		

(3)職員の初任給の状況

(平成25年4月1日現在)

区 分		木曾岬町	三重県
		決定初任給 <small>円</small>	決定初任給 <small>円</small>
一般行政職	大学卒	172,200	178,800
	高校卒	140,100	144,500

(4)職員の経験年数・学歴別平均給料の状況 (一般行政職月額)

(平成25年4月1日現在)

区 分	経験年数7年以上 10年未満 <small>円</small>	経験年数10年以上 15年未満 <small>円</small>	経験年数15年以上 20年未満 <small>円</small>
大 学 卒	231,100	284,600	315,500
高 校 卒	—	—	284,600



1. 職員の任免および職員数に関する状況

(1)職員の採用状況

(平成25年4月1日)

区 分	採用人数
一 般 行 政 職	3

(2)職員の退職状況

(平成24年度)

区 分	人 数
定 年 退 職	0人
普 通 退 職	2人
合 計	2人

(3)定員適正化の状況

定員適正化計画により目標を立て適正な職員数を管理します。

人数には、教育長を含みます。

H21.4.1 職 員 数	70人
H22.4.1 職 員 数	68人
H23.4.1 職 員 数	68人
H24.4.1 職 員 数	70人
H25.4.1 職 員 数	73人

(4)部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数
		24年	25年	
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	
	総 務 企 画	13	14	1
	税 務	6	6	
	農 林 水 産	5	5	
	土 木	3	3	
	民 生	19	20	1
	衛 生	5	7	2
	小 計	53	57	4
特 別 行 政 部 門	教 育	11	10	-1
	小 計	11	10	-1
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	1	1	
	下 水 道	1	1	
	そ の 他	3	3	
	小 計	5	5	
合 計		69	72	3

※公営企業等会計部門のその他欄には、国民健康保険等の特別会計事務を行う職員数を計上

※人数には教育長は含みません。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分～午後5時15分	38時間45分

※住民サービスの向上のため、毎月2回の日曜役場および月初めの月曜日に延長役場を開設して窓口業務を行っています。

(2) 職員の休暇制度

種類	内容
年次有給休暇	一年に20日間(残日数は20日を限度に翌年に繰越可能)
病欠休暇	療養の必要がある場合(私傷病は90日まで有給)
特別休暇	特別な事由により勤務しないことが認められた場合(結婚、出産、忌引など)
介護休暇	配偶者等の介護が必要な場合(無給)

※平成24年中の有給休暇の平均取得日数 8.3日

4. 職員の分限処分および懲戒処分の状況

(平成24年度)

区分	人数
分限処分	無
懲戒処分	無

(分限処分) 公務能率を維持することを目的として、職員が心身の故障などにより、その職責を十分に果たすことができない場合に行う不利益処分です。

(懲戒処分) 公務の規律と秩序を維持するため、法令や職務上の義務等に違反した職員に道義的責任を問う処分です。

5. 職員の研修の状況

研修種別	対象職員	平成24年度受講人数
階層別研修	職階、経験に応じて指定された職員	10名
業務能力向上研修	指定された職員および希望する職員	8名

6. 職員の福祉の状況

共済制度	三重県市町村職員共済組合
厚生制度	三重県市町村職員互助会加入 定期健康診断の実施 町職員単独の互助会「七福会」を組織し、ボランティア、研修、スポーツなどの活動に取り組んでいる。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金

7. 平成24年度 公平委員会における業務の状況

業務	件数
勤務条件に関する措置要求	無
不利益処分に対する不服申立て	無
苦情処理	無

(5) 職員手当の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	内	容
勤期 勉手 当末	6月期	期末手当 1.225月分
	12月期	勤勉手当 0.675月分
	計	1.375月分
		2.6月分 1.35月分
※職制上の段階、職務の級等による加算措置有		
退職 手当	自己都合	勤奨・定年 32.83月分
	勤続25年	38.955月分
	勤続35年 最高限度額	55.86月分
扶養 手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外	6,500円
	配偶者のない場合の1人目	11,000円
	16歳以上22歳までの扶養親族	5,000円加算
手地 当域	国における支給基準	3%
	平成25年度支給率	3%
住宅 手当	借家・間借(家賃月額12,000円以上を支払う者) 限度額	27,000円
	自宅(新築または購入した日から5年間に限り)	2,500円
手通 当勤	交通機関利用者	運賃相当額(限度額 55,000円)
	自家用車等使用者(2km以上)	2,000円～24,500円
特殊 勤務 手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務に従事した職員に支給	
	手当の種類	
	①町税収入金滞納処分手当	日額 300～500円
	②税外収入金滞納処分手当	日額 300～500円
	③用地交渉手当	日額 300円
	④疫病公害作業手当	日額 300円
⑤漂着死体処理手当	1件 800円	
手管 当職	課長以上の職員に対し支給	参事 24,800円 課長 23,000円
	勤時 間外 手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給

※特殊勤務手当および管理職手当の額は国の基準以下、それ以外は国と同水準

(6) 特別職の報酬等の状況

特別職の報酬等は、特別職報酬等審議会の答申を受けて、条例で定められています。

(平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
町長	670,000円	6月期 1.90月分
	540,000円	12月期 2.05月分
	520,000円	計 3.95月分
副町長	285,000円	6月期 1.225月分
	225,000円	12月期 1.375月分
	210,000円	計 2.6月分

※町長の期末手当は、平成21年12月支給から50%削減

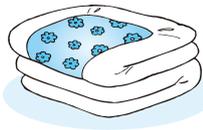
INFORMATION

きそさき



ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんで
グッスリ睡眠



洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・
消毒により汚れやダニもきれいに
とれる寝具洗濯サービスをご利用
ください。

● 申込方法

「申請書」を役場福祉健康課へ
お出しください。

● 申込期限

11月29日(金)

● 実施は

12月中に業者がお宅へお伺いし
て布団をお預かりし、おおむね
1週間以内にお届けします。な
お、お伺いする日時は、業者か
ら連絡します。

※代わりのお布団が必要な場合は、
有料で貸し出しもあります。

● 対象寝具

- ① 掛け布団・敷き布団・毛布
- ② マットレス・ベットパット・
掛け布団・毛布
- ③ マットレス・ベットパット・
掛け布団・敷き布団・毛布

※羽毛布団などもご利用いただけ
ます。

● 利用料

- ① の場合 680円
- ② の場合 890円
- ③ の場合 1,100円

● 申込み・問合せ

役場 福祉健康課
☎ 68-6104

このサービスを利用できるのは
在宅で次のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ② 介護認定を受けた方
- ③ 心身障がい児(者)で衛生
管理が困難な方



困ったら 一人で悩まず 行政相談

「行政相談」ってご存じですか？

「行政相談」とは、国やNTTなどの特殊法人などの仕事について、皆さんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進をはかる制度です。

当町でも、次のとおり「行政相談所」を開設します。

年金、保険、税金、登記、道路、福祉など役所の仕事について、お気軽にご相談ください。(下記参照)

- **と き** / 11月25日(月)
午前9時～11時30分
- **と ころ** / 木曾岬町福祉・教育センター
- **相談担当者** / 行政相談委員 花井 清司
- **問合せ先** / 役場 総務企画課 ☎68-6100

「行政相談委員」とは、総務大臣が委嘱している民間有識者で、みなさんの身近な相談相手です。ご相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

なお、当日ご都合の悪い方は、次のところで行政相談に応じていますので、ご利用ください。

〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎3階
総務省 三重行政評価事務所 行政相談課
おこまりなら まるまるくじょーひゃくとおぼん
0570-090110

平日 午前8時30分～午後5時15分

- (注) 1. 土・日・祝日・上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。
2. PHS、IP電話などをご利用の場合は059-227-1100
3. ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

おめでとうございます

5月に100歳になられました源緑輪中の浅井志なよさんに、内閣総理大臣からの
お祝い状および記念品を伝達しました。

知事と町長との 1対1対談

今年度で3回目となる、鈴木英敬知事と加藤町長との1対1対談が10月15日(火)、木曾岬干拓地のわんぱく原っぱで開催されました。当日の対談は大きく分けて、次の2点について話し合われました。

① 木曾岬干拓地の今後の土地利用などについて

- ・メガソーラー事業の地域貢献について
- ・わんぱく原っぱの5年後からの活用について

② 一級河川 鍋田川の管理について

- ・鍋田川河口部右岸堤防の耐震補強について
- ・鍋田川の水質浄化について

知事からは各項目についての取り組み状況の説明と、前向きに取り組んでいくとの回答があり、特に木曾岬干拓地と伊勢湾岸自動車道を結ぶアクセス道路については、道路安全面や構造上「湾岸道の南側」での整備が望ましいとの見解

を示された他、同干拓地への企業誘致の状況については「町内の税収と雇用に結び付くように、いろいろな企業に当たっている」との説明がありました。



「木曾岬町複合型施設基本設計」の最優秀者決定

木曾岬町複合型施設基本設計業務の業者選定を公募型プロポーザルで行いましたところ、次の業者が最優秀者と決定しました。

名古屋市中村区太閤3-11-18
名古屋KSビル

(株)東畑建築事務所
名古屋事務所

ヘルスマイトによる

おせち料理作りのお知らせ



- 日 時 / 12月17日(火)
午前9時30分～午後1時30分
- 場 所 / 保健センター調理室
- 対 象 / 木曾岬町にお住まいの方
- 定 員 / 先着20名(当日は託児あり)
託児は生後10ヶ月以上 先着7人まで
オムツ、ミルク持参の事
託児時間 午前9時30分～11時30分
(乳幼児は食事無し)
- 参加費 / 500円
- 持ち物 / エプロン、三角巾、布巾、米0.5合(1人)
- 申込方法 / 12月10日(火)までに役場 福祉健康課(☎68-6104)管理栄養士までお電話もしくは窓口までお申し込みください。
(定員になり次第締め切ります)

ヘルシークッキングのお知らせ

【中性脂肪を上げない習慣を】

晩酌・食後のデザートにあり

- 日 時 / 11月29日(金)
午前10時～午後1時
- 場 所 / 保健センター
- 対 象 / 木曾岬町の一般成人の方
- 定 員 / 15名(6名以上で実施いたします。)
- 参加費 / 300円(材料費)
- 持ち物 / エプロン、三角巾、布巾2枚、米0.5合
- 申込方法 / 11月21日(火)までに役場 福祉健康課(☎68-6104)管理栄養士までお電話もしくは窓口までお申し込みください。
(定員になり次第締め切ります)



防火ポスター 入選者発表!

桑名市消防本部が、管内の小、中学校の児童・生徒から防火ポスターの募集を行ったところ各学校で選ばれた作品341点の応募がありました。

応募作品は、桑名市教育長を審査長とし、管内の教育関係者などによって審査され119点が入賞し、その表彰式が10月28日に桑名市消防本部で実施され、町内では次の皆さんが特別賞を受賞されました。



町長賞の作品

●町長賞	木曾岬小学校	6年	伊藤 諄紀
●議長賞	木曾岬中学校	3年	伊藤 颯吾
●商工会長賞	木曾岬小学校	6年	古村 百加
●防火協会会長賞	木曾岬中学校	1年	大西久美子
●教育長賞	木曾岬小学校	6年	中野 将吾
●消防長賞	木曾岬小学校	6年	加藤 小梅
●消防団長賞	木曾岬中学校	1年	森 颯也

※他に、3名が優秀賞に入選されました。(敬称略)

生活の ミニ情報

桑名市消防本部からのお知らせ

★「防火ポスター展」を開催します

秋季火災予防運動が11月9日から始まることから、「防火ポスター展」を次のように開催します。今回展示する防火ポスターは、小・中学校児童・生徒の平成25年度入賞作品です。ぜひご覧ください。

●展示場所

桑名市新西方1-22
イオン桑名ショッピングセンター

●展示期間

11月9日(土)から11月17日(日)まで

★「火災予防運動」が実施されます

きたる11月9日から11月15日までの1週間、全国一斉に火災予防運動が実施されます。これからは、火災が発生しやすい時季を迎えます。火の元、火

の取扱いに十分注意しましょう。
平成23年6月1日から全国すべての住宅に、「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。当消防本部管内においても、「住宅用火災警報器」を設置していたおかげで、火災に早く気づき、「ぼや」で済んだ事例も報告されていますので、まだ設置していないお宅は早急に設置しましょう。

2013年度全国統一防火標語

「消すまでは

心の警報ONのまま」



北勢地域 若者サポートステーション 出張相談in木曾岬(無料予約)

●内容

就労に対するさまざまな相談をお受けします。

●対象

15〜39歳で無職の方

(ご家族・関係者・在学中でも可)

●日時

毎月第3木曜日、午前10時〜正午

●場所

木曾岬町福祉・教育センター 和室

●問合せ・申込先

北勢地域若者サポートステーション

☎059-359-7280

三重県最低賃金が 時間額737円に改定

三重県最低賃金は、10月19日から、13円引き上げられて「時間額737円」になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態（パート・アルバイトなど）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、三重県最低賃金とは別に、産業別最低賃金が定められています。

また、最低賃金の引き上げに対応してさまざまな課題に取り組み中小企業事業主の皆さまのために、無料相談窓口「中小企業相談支援事業・三重県最低賃金総合相談支援センター」（津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F 三重県経営者協会内 ☎059-226-0033）を設置していますので、ぜひご利用ください。

●問合せ先
三重労働局賃金室
☎059-2226-2108

事業主の皆さまへ 11月は「労働保険適用 促進強化期間」です！

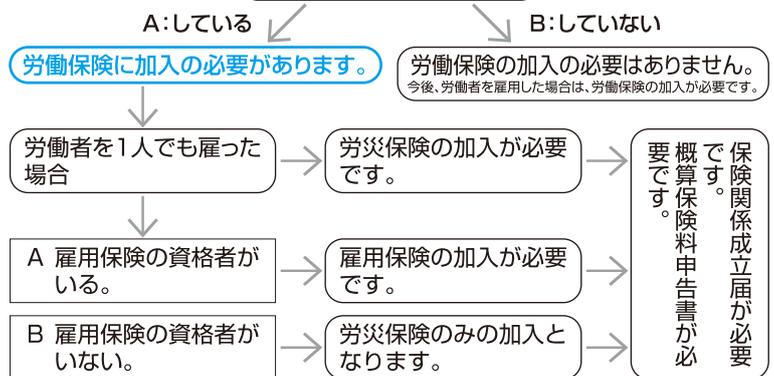
労働保険の加入手続き
お済みですか！

労働保険（労災保険と雇用保険）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

労働保険	
労災保険	雇用保険
業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害または死亡などに対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うことなどを目的とした制度	労働者の生活および雇用の安定をはかるとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上などの各種の援助を行うなどを目的とした制度

三重労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険の未手続事業場の一掃を重点項目に掲げ、全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、未手続事業場を戸別訪問するなどにより、加入促進をはかっています。

労働者を雇用していますか。



●費用徴収制度

事業主が「故意」または「重大な過失」により労働保険の成立手続を行わない期間に事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労働保険給付額の40%または100%を事業主から徴収されることになります。

●問合せ先

三重労働局総務部労働保険徴収室
☎059-2226-2100
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせください。

「ハローワーク桑名・障害者の集い（就職面接会）」のお知らせ

就職を希望されている障害者の方々と採用予定のある事業所との面接会を次の日程で開催します。

●日時

11月11日（月）
午後1時30分から3時30分まで

●場所

桑名市民会館 1階ロビー
（桑名市中央町3丁目20）

●参加費

無料

●参加申込

不要

●その他

参加企業は桑名地域の企業を予定しています。

●問合せ先

ハローワーク桑名
求人・専門援助部門
☎0594-22-5141
FAX 0594-23-2604

「住生活総合調査にご協力ください」

国土交通省では、都道府県、市町村の協力のもとに、12月1日、全国各地において「平成25年住生活総合調査」を行うこととしています。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度などを総合的に調査するもので、5年ごとに実施するものです。

【調査の概要】

1. 調査期間

11月21日から12月10日までの間、統計調査証を持った調査員が、対象となった世帯を訪問します。

2. 調査方法

調査は、統計調査員が世帯を訪問し、調査票を配布・回収する方法により行います。

3. 主な調査項目

- (1)現在お住まいの住宅およびそのまわりの環境の評価について
- (2)最近の居住状況の変化について
- (3)住宅の住み替え・改善の意向について

4. 調査結果の公表

調査の結果は、全国のほか、地方ブロック別、市部郡部別にまとめられ、公表されます。これらの結果は、インターネットで閲覧できるほか、報告書にもまとめられ、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上での基礎資料として利用されるとともに、広く国民一般の利用に供されます。

自衛官を募集します

●陸上自衛隊高等工科学校生徒

【受付期間】

・推薦 平成25年11月1日

～平成25年12月6日

・一般 平成25年11月1日

～平成26年1月10日

【資格（平成26年4月1日現在）】

・推薦

男子で中卒（見込含む）。17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な実績を収め、学校長が推薦できる者

・一般

男子で中卒（見込含む）。17歳未満の者

【採用試験日】

・推薦 平成26年1月11日～13日

※いずれか1日を指定

・一般

1次 平成26年1月18日

2次 平成26年2月1日～4日

【試験会場】

・推薦

陸上自衛隊高等工科学校

神奈川県横須賀市御幸浜2-1

・一般

受付時または受験票交付時にお知らせします。

●自衛官候補生

【受付期間】

9月30日（月）～11月27日（水）

【資格（平成26年4月1日現在）】

18歳以上27歳未満

【採用試験日】

受付時にお知らせします。

【試験会場】

陸上自衛隊久居駐屯地（津市）

●問合せ先

自衛隊四日市地域事務所

〒510-0074 三重県四日市市鶴の森

1-14-11（阿部ビル2F）

☎059-351-1723

受付時間 午前8時～午後7時

自衛官募集コールセンター

フリーダイヤル

0120-063-792

受付時間 正午～午後8時（年中無休）

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

●裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成26年の名簿に登録される人数は、全国で23万6,500人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約44人に1人）。

●裁判員候補者名簿記載通知について

平成26年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に

登録されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成27年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票の回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合などには裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間などに何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、または裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。



警察署コーナー



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110
■木曾岬駐在所 ☎65-3635

犯罪被害者週間 11月25日～12月1日

～社会全体で被害者を支え
被害者も加害者も出さない街づくりに
あなたも協力ください～

もし、あなたの周囲に犯罪などの被害で悩んでみえる方がいれば、みえ犯罪被害者総合支援センターをご紹介します。

犯罪被害者支援の相談窓口

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター
三重県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

- ☆相談電話 / 059-221-7830
- ☆FAX / 059-227-4755
- ☆ホームページアドレス / <http://shien.sub.jp/>

三重県警察本部 広聴広報課 被害者支援室
☎059-222-0110

11月は子供虐待防止啓発月間

～「虐待かな?」と思ったら迷わず通告を～

★身体的虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- 乳幼児をはげしく揺さぶる
- ヤケドを負わせる
- 冬の戸外に閉め出す など

★性的虐待

- 性的行為の強要、性的暴力
- 性交やポルノグラフィーを見せる
- ポルノグラフィーの被写体にする など

★ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

- 病気でも病院に連れて行かない
- 食事を与えない、衣服、住居などが極端に不衛生
- 家に残して外出したり、車内に放置する
- 保護者以外の同居人による暴力を放置する など

★心理的虐待

- 無視や、脅迫など子どもの心を傷つける言動をする
- 他の兄弟との差別的な扱いをする
- 子どもの目の前で配偶者などへの暴力などを行う など

●子ども虐待とは

保護者によって18歳未満の子どもへ加えられる行為で以上のように分類されますが、重複することが多くあります。

◎虐待が疑われたり、虐待に気づいたら、お住まいの市町か、下記の通告先にご連絡ください。

☆児童相談所全国共通ダイヤル / 0570-064-000
※一部地域では使えず、また、PHSや一部のIP電話からは繋がりません。

☆北勢児童相談所 / 059-347-2030

☆桑名警察署 / 月～金曜日(祝日を除く)
0594-24-0110(代)
午前8時30分～午後5時15分

町内10月の交通事故 ()…平成25年累計

●件数 / 10件(134件) ●死者数 / 0人(0人) ●負傷者数 / 2人(24人)

教育委員会 だより

問合せ先
教育委員会 ☎68-1617

充実感のあふれる 小学校運動会

9月28日(土)に木曾岬小学校で運動会を開催しました。
今年の運動会では、以下の三つのめあてをもって練習に取り組みました。

- ① 競技や練習に精一杯取り組むことができる。
- ② 日頃の体育学習の成果を発揮することができる。
- ③ 自分たちの運動会という自覚をもち、自主的に活動することができる。

運動会当日、夏休みがあげてから、暑い中たくさん練習してきた成果を出そうと、子どもたちは緊張しながらも張り切った表情で開会式を迎えていました。

午前の部は、全学年の徒競走があり、みんな最後まで一生懸命走り抜くことができました。1, 2年生の「学園天国」では、曲に合わせて、元気に、かわいく踊る姿が見られ、3, 4年生「YOSAKOIソーラン」では、鮮やかなハッピーを着て、力強く踊る姿が見られました。老人クラブの方に参加して頂いた「玉入れ」や来賓の方やPTAの方に参加して頂いた「大玉ころがし」も、子どもたちも応援して大盛り上がりでした。



午後の部は、「応援 エール交換」から始まり、赤組も白組も応援団を中心に大きな声で応援しました。各学年の競技では、赤組も白組も精一杯頑張りお互い譲らず、最後の「一発逆転！みんなでワッショイ！」までどちらが優勝するか分からない状況でした。

最後は5, 6年生による組み体操「宇宙への旅立ち」。毎日練習してきた成果を十分に発揮し、全員ピラミッド、新技の人間おこしなどの大技を成功させていました。

最後の閉会式、児童代表の言葉では、「『やったね。すごかったよ。』友達からこんな言葉をもらって私は、やる気が出ました。」という話がありました。この言葉からみんなにとって充実した運動会であったことをうかがい知ることができました。

子どもたちみんなが充実した良い表情で終えることができた運動会となりました。参観いただいた皆さま、温かいご声援ありがとうございました。



大成功!! 木曽中フェスティバル

盛り上がった体育的行事 充実した文化的行事

10月2日、3日、木曽岬中学校では木曽中フェスティバルを行いました。

一日目の体育的行事の取り組みにおいて、生徒たちは、よりよい結果が出せるように話し合いと練習を繰り返し行い、どの競技においても白熱した戦いを見せてくれました。特に盛り上がったのが、午後の競技「ウーノピューリレー」と「全員リレー」でした。



「ウーノピューリレー」とは、スタートは1人で、次の走者は2人3脚、その次の走者は3人4脚と、だんだん一緒に走る人数が増えていき、最後のアンカーは8人9脚で走るという競技です。カーブを走るときには、中心に近い人と外側を走る人が互いに歩幅を考えて走らなければならないのがこの競技のポイントです。全員リレーのポイントは、スピードを落とさずバトンパスをすること、走るのが得意な生徒は

長い距離を、苦手な生徒は短い距離を走るようにすること、バトンパスを行う高さを調整することなどです。また、走る順番も重要です。いずれのリレー競技も練習と話し合いの成果がよく表れていました。この2つの競技は、練習の段階から盛り上がっていたようで、当日もたいへんな盛り上がりでした。

体育的行事においては3年生のスピードとパワーが目をひいたほか、生徒一人ひとりがそれぞれの係の中で周りとの協力して行い、たいへんスムーズに運営されていました。来賓、保護者の方から温かい応援や声援もたくさんいただきました。

二日目の文化的行事では、午前の部で1年生がリコーダー演奏(学年発表)、2年生が劇と自作映画(ともにクラス発表)、3年生が劇(クラス発表)とダンス(学年発表)を行いました。どの学年も、夏休み前から取り組みをはじめ、夏休み中も準備と練習に取り組んでおり、自分たちの持ち味をよくいかした、すばらしい発表となりました。

午後は文化講座が行われ、10の文化講座(琴、和太鼓、フラダンス、フラワーアレンジメント、手芸、手話、和菓子づくり、中国語講座、桑名の千羽鶴、Paper Plane)を開催しました。このうち、5つの講座では今年も地域の方を講師にお招きし、日頃できないことを、その道の専門の方々に教えていただきました。中学生にとってたいへん有意義な体験になったことと思います。



修学奨学金のお知らせ

今年度も木曾岬町修学奨学金の貸与を希望される方を募集します。この制度は、町内篤志家からご寄附いただいた資金で創設した「木曾岬町 夢とふれあい教育基金」を原資に、大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方に奨学金を貸与し、将来、町に貢献できるような人に育っていただくことを目的としています。

制度の概要は、次のとおりです。

●奨学金の貸与を受けようとする方の要件

- 木曾岬町に居住する方またはその子弟であること。
- 町民税などの滞納がないこと。
- 大学および高等学校などでの勉学に強い意欲を有する方

●貸与額等

- 大学生・専門学校生…一人につき月額20,000円
 - 高校生……………一人につき月額10,000円
- ※無利子で貸与します。

●返 還

- 卒業した次の年から、貸与期間の2倍年数以内に、月賦または半年賦で返還（例えば貸与年数が4年の場合は8年以内に返還）

●申込方法

【申込書類】

- 修学奨学金貸与申請書（様式第1号）
- 「木曾岬町夢とふれあい教育基金」による修学奨学金に係る契約書（様式第2号）
- 住民票世帯全員の写し（本人の除票を含む）
- 課税証明書

※様式第1号、第2号については、教育委員会で希望の方に配付します。また、町ホームページ内、「教育委員会」からダウンロードできます。

【申込期間】 11月21日(木)～12月4日(水)

【申込み先】 教育委員会

●貸与決定の通知について

平成26年1月末までに、申請者に通知させていただきます。

●問合せ先

教育委員会 ☎68-1617

平成25年度 全国学力・学習状況調査の結果から

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月24日(水)に全国すべての小学6年生の児童、中学3年生の生徒を対象に実施されました。

新聞などで調査結果についての報道がありましたが、三重県の平均正答率(国語、算数・数学)は、全国の平均正答率に届いていませんでした。しかしながら、今回の調査では、正答率上位の都道府県と下位の都道府県の差が縮まっており、少しずつ各都道府県、各市町村の学力向上への取り組みが成果を見せ始めていると考えられます。

木曾岬町の小中学校の調査結果は、国語、算数・数学、いずれの教科についても、基礎的・基本的な内容の理解はおおむね定着しています。課題であった活用に関する問題については、少しではありますが、向上が見られました。

木曾岬町では、子どもの学習への興味・関心を高めるため、ICT機器の効果的な活用をはかっているとともに、学力・学習状況調査の分析結果を踏まえた授業改善につとめていこうと、協議を重ね、実践をしているところです。

また、学習状況調査の結果からは、テレビ・ゲームの視聴時間などが課題としてあげられます。幼稚園・保育園、小学校、中学校でノーテレビ・ノーゲームデーの取り組みをすすめているところですが、さらなる学力の向上をめざすために、家庭や地域と協働した家庭学習の定着をはかっていきたいと考えていますので、ぜひご協力をお願いします。

教育委員会事務の管理・執行状況についての点検・評価について

平成24年度の教育委員会事務局の施策を「目標および目標とする姿」について点検・評価しました。それに基づいて、「成果・課題および今後の方向性」について取りまとめました。これについては、木曾岬町議会に提出された資料となっています。くわしくは、町のホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

成人式のご案内

二十歳を迎え新しく大人の仲間入りをされる皆さま方をお祝いするため、下記の要領で平成26年の成人式を開催しますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

なお、当日は式典に引き続き出席者全員の記念写真を撮影します。

●対象者

(平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの人)

- ① 現在木曾岬町在住の方
 - ② 木曾岬中学校を卒業された方で、現在本町以外の市町村にお住まいの方
- ①、②以外に該当の方は、教育委員会にお知らせいただいたうえで出席いただきますようお願いいたします。

●日 時 / 平成26年1月11日(土)
午前10時から(時間厳守)

●場 所 / ふるさと創生ホール

●問合せ先 / 教育委員会 ☎68-1617

木曾岬町ラッキーキッズ “第10回コスモカップ” 優勝!

9月7日(土)一宮市総合体育館(愛知県)において、「第10回コスモスカップ」がジュニア32チーム参加のもと開催されました。

木曾岬ラッキーキッズJrは予選ブロックを2勝1敗で2位通過でしたが、決勝リーグでは最後まで諦めない粘りの戦いで勝ち進み、見事念願の初優勝を飾りました。



第16回ファミリーグラウンドゴルフ大会が開催されました!

9月29日(日)グルービーパーク木曾川を会場に体育協会主催による“ファミリーグラウンドゴルフ大会”が開催されました。

大会はジュニアの部、一般の部の2部門で行われ、両部門合わせて43名の方に参加していただきました。

子どもから高齢者の方までが気軽に参加できる種目ということもあり、親子での参加が多く、和気あいあいとした雰囲気の中、競技が行われました。

なお、試合結果は次のとおりです。

試合結果 (敬称略)

一般の部

優勝: 丹羽 仁
準優勝: 樋口 尚弘
第3位: 水谷 高志

ジュニアの部

優勝: 富田 幹人
準優勝: 宮崎 隼駿
第3位: 坪田 琉志



挨拶することの大切さについて

朝、「おはようございます」と声をかけた時、「おはようございます」と元気な声が返ってくると、とても気持ちがいいものです。木曽岬町では「子育て8つの指針」の中で【あいさつ・礼儀】を挙げています。大人が「挨拶をしましょう」と言っても、子どもは大きな声を出すのが恥ずかしかったり習慣化しなかったりすると、うまく挨拶できないこともあります。

挨拶は、良い人間関係を築くうえで大切なことであり、コミュニケーションのきっかけとして大きな役割を發揮します。その大切さについては、大人が言葉で説明するよりも、子ども自身が実感する方がよいと思われま。子どもが家庭、学校、地域社会のそれぞれの場所において「コミュニケーションをとることの喜び」や「人と人とのつながり」などを感じられるようにすることが望ましいでしょう。教育コンサルタントの上野緑子さんは家庭における挨拶について次のことを言っています。



昔は、3世代家族が多かったので、子どもたちは、お母さんとおばあちゃんが仲良く挨拶を交わしている姿を見て、挨拶すると気持ちがいいなという思いが自然に身についていたものです。しかしながら、現代の核家族化により、子どもたちは日常的に親が祖父母と挨拶を交わすという光景に出会うことが少なくなりました。

このように核家族化を一因として、挨拶することの大切さが子どもにうまく伝わっていないことが考えられます。木曽岬町は他の市町に比べて3世代家族の割合が多く、家族間の挨拶を通して、挨拶することの大切さを子どもに伝える機会が多いと考えられます。

また、青少年育成町民会議が中心となり、毎月11日に各幼稚園、小中学校前にて「あいさつ運動」を地域で行っています。校門前で元気に挨拶をする子どもの姿もたくさん見られます。これからも家族で、地域で挨拶の輪をたくさん広げていきましょう。

ライフジャケット設置について

町内の幼稚園・保育園、小学校、中学校の園児児童生徒用にライフジャケットを各園・学校に設置いたしました。中部・南部幼稚園・保育園では、9月4日(水)にライフジャケットの着用訓練と地震・津波を想定した避難訓練を行いました。今後もこうした訓練を定期的実施し、災害に備えていきたいと考えています。



木曽岬町の地物をいかした給食の献立について

木曽岬町給食センターでは、木曽岬町産や三重県産の食材を使って「地物一番の日」として給食を提供しています。(変更になる場合があります)

- 11月 5日(火) 焼きのり(手巻き寿司)
- 11月14日(木) にんじん(イタリアンスパゲティ)
- 11月15日(金) 白菜、ねぎ(すき焼き風煮)

放送大学 4月生募集のお知らせ

創立30周年を迎えた放送大学では、平成26年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。放送大学はテレビなどの放送やインターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

- 出願期間は平成26年2月28日まで。
- 資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学三重学習センター(☎059-233-1170)までご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けております。

11月は「虐待防止月間」です。

「ストップ! こども虐待」地域みんなで、子どもの未来を守りましょう。

●児童虐待は保護者だけの問題ではありません!

現代の子育て環境は、核家族化や地域から孤立している家族が多く、密室での子育てが保護者に一人で子どもと向き合わせ、相談相手もないまま育児ストレス抱えている保護者や家族が増加していると言われていました。

ストレスのはけ口としての暴力のほか、子育てに熱心なあまり厳しくしつけるつもりで手をあげたり、経済的に苦しく昼夜を問わず働いた結果、放置した状態になっていたりしていることもあります。こういった多くの保護者は自分のしていることが虐待だと気づいていないこ

とも多いのです。

しつけと虐待はまったく別のもので、暴力やお仕置きで子どもを従わせることはしつけとは言えません。たとえ親がしつけと思っている、子どもの有害な行為や発言は虐待になります。虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こすおそれがあります。

周囲のサポートがあれば虐待は起こりにくく、むしろサポートによって、虐待に至らない場合がほとんどです。

●木曾岬町での子ども虐待防止の取り組み!

木曾岬町では、平成16年度に保健・福祉・教育・医療・警察関係者や民生委員・児童委員や育成町民会議など子どもに関わる関係機関で「木曾岬町子ども虐待防止ネットワーク」を立ち上げ、さらに17年度からは「木曾岬町子ども虐待および配偶者の暴力防止ネットワーク(CAPきそさき)」と名称や活動も新たに、子ども虐待防止や配偶者の暴力(DV)防止活動に取り組んでい

ます。

木曾岬町ではこども相談センターを窓口とし、こども虐待防止やDV防止の啓発や専門家によるカウンセリングなど相談事業を実施する他、関係者を対象とした研修会を実施し、子どもに関わるスタッフの資質向上に努めると共に、関係者が連携をしながら予防活動や保護者支援などを行っています。

●〈子どもを虐待から守るための5ヶ条〉ストップ、こども虐待!

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡
(通告は義務です)
2. 「しつけのつもり・・・」は言い訳
(子どもの立場で判断)
3. ひとりで抱え込まない
(あなたにできることから実行)
4. 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる
(特別なことではない)



シンボルマークの
オレンジリボン

通告された方が特定されないよう秘密は守られますので、あなたのまわりに「気になる親子」がいたら「もしも違っていたら…」と思わずに、必ずご連絡ください。「あなた」の実行が子どもを守ります。木曾岬町の子どもたちが安心、安全に過ごせるよう、地域みんなで、子どもの未来を守りましょう!

※虐待が疑われたり、虐待に気づいたら、下記へご連絡ください。また、こども相談センターでは、心理士によるカウンセリングも行っていますので、育児の不安やストレスを感じた方はまずはお電話を・・・

●木曾岬町こども相談センター(☎68-6119)

または

●北勢児童相談所(☎059-347-2030) 夜間・緊急(☎059-347-2052)

★子育て支援・子ども虐待防止講座を実施します。ぜひ、ご参加ください!

テーマ “揺さぶられ症候群”を知っていますか?

～「泣いたらどうする?」「大丈夫一緒に考えましょう」～

- 日 時 / 11月6日(水)
第1部 9:30～10:30 (支援者向け講座)
第2部 10:40～11:40 (一般向け、親支援講座)

- 場 所 / 木曾岬町保健センター
※第2部は、託児もあります。託児をご希望の方は事前にお申し込みください。

講師は、NPO法人MCサポートセンター
「みっくみえ」代表 松岡典子さんです!!

- お問合せ・お申込先
木曾岬町こども相談・子育て支援センター
☎68-6119

住まいづくりを応援します!

住宅の新築、中古住宅の購入やマイホームの改築でも
固定資産税の減免が受けられる制度を創設しました。

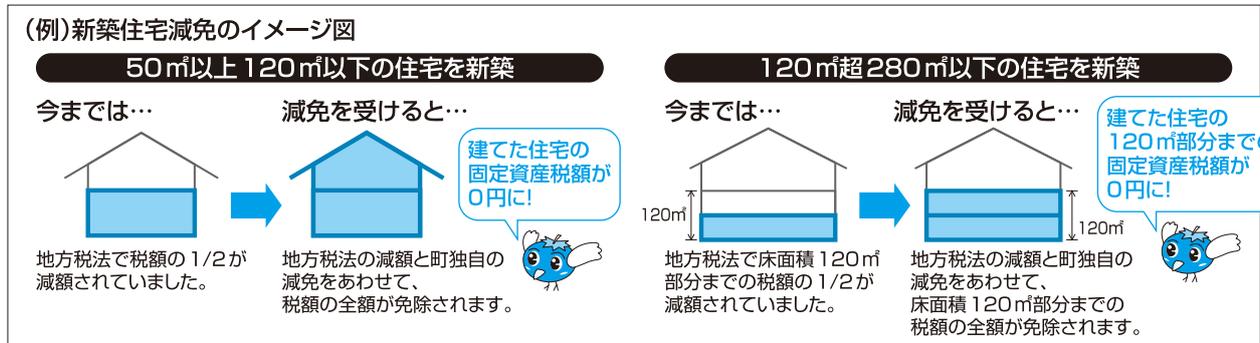
この制度は、住宅の取得を税制面から支援することにより、木曾岬町への定住促進をはかる目的に創設された制度です。木曾岬町では、新築住宅のみならず中古住宅の購入やマイホームの改築も対象としており、より多くの方が固定資産税の減免を受けられる制度となっています。

住宅の新築・購入、古くなった住宅の建て替え・改築などをお考えの方は、役場税務課までお気軽にお問い合わせください。



制度の概要 ● 固定資産税の減免を受けることができる対象住宅は、次のとおりです。

(1)新築住宅	(2)中古住宅の購入	(3)マイホームの改築
平成26年1月2日から平成31年1月1日までの間に新築されたもので、地方税法による新築住宅減額の適用を受けることのできる住宅。	平成26年1月2日から平成31年1月1日までの間に中古住宅を購入したもので、所得税法による住宅借入金等特別控除の適用を受けることのできる住宅。	平成26年1月2日から平成31年1月1日までの間に自己の所有する住宅を改築したもので、所得税法による住宅借入金等特別控除の適用を受けることのできる住宅。
【減免の割合】 地方税法による固定資産税の減額の適用を受けた面積部分の税額の2分の1	【減免の割合】 床面積120㎡までを限度とし、対象住宅の税額の2分の1	【減免の割合】 床面積120㎡までを限度とし、対象住宅の税額の2分の1



【減免の期間】
新築住宅の減免が受けられる期間は、対象となる住宅の固定資産税が課せられる年度から地方税法で減額を受けられる年度分(3年～7年)についてです。
中古住宅・マイホーム改築の減免が受けられる期間は、一律3年間です。

● 問合せ先 / 税務課 ☎68-6102

法人および個人事業主の皆さんへ

「年末調整説明会」および「所得税の青色決算説明会」を開催します

平成25年分「年末調整説明会」および「所得税の青色決算説明会」を
次の日程で開催しますので、ぜひご出席ください。

1 年末調整説明会

- 対 象／法人および従業員のいる個人事業主の方
- 日 時／11月22日(金)
午前10時～正午
- 会 場／桑名市民会館 小ホール
(桑名市中央町3-20)

2 所得税の青色決算説明会

- 対 象／個人事業主のうち青色申告の方
- 日 時／11月22日(金)
午後1時30分～3時30分
- 会 場／桑名市民会館 小ホール
(桑名市中央町3-20)

●お持ちいただくもの

税務署から送られた年末調整関係書類
※青色申告決算書用紙は当日会場にて配布します。
所得税の青色申告決算書用紙などは確定申告書に同封して送付されます。
(電子申告をされている方には、確定申告書および青色申告決算書ともに送付されません。)

●お 願 い 駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

●問合せ先 桑名税務署

年末調整説明会について
…法人課税第一部門 源泉担当 ☎0594-37-0301(直通)
所得税の青色決算説明会について
…個人課税第一部門 指導担当 ☎0594-22-5123(直通)

平成26年1月から、 記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。
なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、

所得税の申告が必要ない方も対象となります。
詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

個人住民税(県民税・市町民税)の特別徴収を徹底します

事業主の皆さま個人住民税を特別徴収していますか？

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収(引き去り)して、給与所得者に代わって市町に納入することになっています。

県内全市町で、平成26年度から新たに特別徴収をしていただくことになる予定の事業所には、指定予告通知書を発送しております。

●指定予告通知書の送付対象事業所

- ・特別徴収をしていない事業所
- ・パート・アルバイトを含む一部の従業員に対し、特別徴収をしていない事業所など

※平成25年1月に提出された給与支払報告書などに基づき指定予告通知書を送付しております。実際に特別徴収をしていただくのは、平成26年1月に提出される給与支払報告書などにより各市町で計算を行い、税額が発生した場合となります。該当する事業所には、平成26年5月に「給与所得等に係る市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を該当市町より送付させていただきます。

※指定予告通知書は、他市町で特別徴収を行っている事業所にも送付される場合があります。

従業員の皆さま、 個人住民税が給与から引き去られていますか？

毎月の給与から個人住民税が特別徴収(引き去り)されていない場合は、事業主に確認してください。

平成26年度からはパート・アルバイトなども含め、基本的に特別徴収となります。

※複数の事業所より給与を支給されている方は、市町で所得を合算のうえ、税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与より特別徴収(引き去り)されます。

●問合せ先／税務課 個人住民税担当 ☎68-6102
または三重県総務部 税収確保課
☎059-224-2133

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/>
「三重県税のページ」で検索

お忘れのないように 保健衛生のコーナー

◆福祉健康課・保健センター／☎68-6104

教室・相談

カウンセリング (予約制)

- 日 程／11月14日(休)、11月28日(休)
 - 場 所／保健センター
 - 内 容／ことばや発達の支援、
カウンセリング
- ※ご希望の方は、保健師までご連絡ください。

音楽療法

- 日 時／11月11日(月)、12月9日(月)
午前10時30分～11時30分
- 場 所／福祉・教育センター集会室
- 対 象／乳幼児とその保護者

すくすくひろば

- 日 時／11月14日(休)
午前10時30分～11時30分
- 集合時間／午前10時～10時30分
- 場 所／保健センター
- 対 象／1歳6ヶ月から(全8回)
- 持 ち 物／お子さん用コップ、
出席カード(2回目から)

集団フッ素塗布

- 日 時／12月5日(休)
午後1時30分～2時30分
- 場 所／保健センター
- 対 象／コアラグループ
(平成23年8・11月、
平成24年3・4・8月生の幼児)
- 持 ち 物／母子健康手帳、問診票、
自己負担金500円

もぐもぐ教室

- 日 時／11月12日(火)
午前10時～11時
- 受付時間／午前9時45分～10時
- 場 所／保健センター
- 対 象／平成25年5月～
平成25年7月生の乳児と保
護者(託児あり)
- 持 ち 物／母子健康手帳

パパママ教室

- 日 程／12月8日(日)
午前10時～11時30分
- 集合時間／午前9時45分～10時
- 場 所／保健センター
- 対 象／妊娠中の方およびその配偶者
- 持 ち 物／母子健康手帳、
動きやすい服装でお越しくだ
さい

歯っぴい指導室

- 日 時／11月21日(木)
午後1時30分～2時30分
- 場 所／保健センター
- 対 象／平成25年1・2・3月生の乳児
- 持 ち 物／母子健康手帳、問診票

健 診

1歳半健診・3歳児健診

- 日 時／12月5日(木)
午後1時15分～2時30分
 - 場 所／保健センター
 - 対 象／1歳半健診
平成24年5・6月生の幼児
3歳児健診
平成22年5・6月生の幼児
 - 持 ち 物／母子健康手帳、問診票
- ※3歳児は尿をご持参ください。



健康診査・検診

乳がん検診

- 日 時／12月9日(月)
午後1時30分～3時
 - 場 所／保健センター
 - 対 象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案内します。

子宮がん検診

- 日 時／12月9日(月)
午後1時30分～2時30分
 - 場 所／保健センター
 - 対 象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案内します。

大腸がん検診

- 日 時／12月9日(月)
午後1時30分～3時
 - 場 所／保健センター
 - 対 象／検診申込書にて、申し込みを
されている方
- ※対象者の方へは、保健センターよりご案内します。

11月個別予防接種

- ヒブ／小児用肺炎球菌
- 対 象／生後2ヶ月～
- 四種混合／三種混合／不活化ポリオ
- 対 象／生後3ヶ月～
- BCG
- 対 象／生後5ヶ月～8ヶ月までに
- MR(麻しん・風しん)
- 対 象／1期 12～24ヶ月までに
2期 5歳～7歳未満で就学前
の1年間に

日本脳炎

- 対 象／3歳～
- 二種混合
- 対 象／2期 11歳～12歳 小学6年生
- 子宮頸がん予防ワクチン
- 対 象／中学校1年生

※体調のよいときに早めに計画し、受けましょう。
※現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種に
ついては、積極的に勧めしていません。
※問合せ先：保健センター(☎68-6119)

11月前半の行事日程

- 11月7日(木) カウンセリング(予約制)
 - 11月8日(金) 育児相談(予約制)
- ※詳細は前月号または、町行事・健康カレンダーをご覧ください。

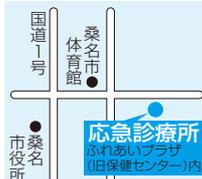
救急医療情報

◆地域救急医療情報センター ☎0594-23-1199

診察可能な病院を24時間体制で案内します。
医療機関の案内を受けたら診察の可否を病院へ確認して
受診してください。

◆桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内) ☎0594-21-9916

- 診療科目／内科・小児科
 - 診 療 日／土曜・日曜・祝日
 - 診療時間／午前9:30～12:00
午後1:00～4:00
 - 土曜の夜間／午後8:00～10:00
- ※8月1日より平日夜間診療は休止しています。



子育て相談 専用電話

土・日・祝日を除くAM8:30～PM5:00

子育てに関する相談は
☎68-6119へ(6のハロー119番)

子育てサロン

- 利用できる日
月曜日の午前・午後
火曜日～金曜日の午前
- 11月の子育てサロンのお休み
11月8日(金)・18日(月)午後
土・日曜日および祝日

がん検診を 受けられた方へ

今回の検診結果に、「要精検」の
文字があった方は、医療機関で必ず、
早めに精密検査を受けてください。

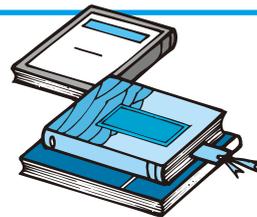
女性の悩み相談

- 北勢福祉事務所の女性相談員による
電話相談・面接相談(無料)です。
- ☎059-352-0557
- 月曜日～金曜日
午前9時～午後3時45分
- ※祝日はお休み



図書室だより

北部公民館では、季節のミニコーナーを設置しています。
 今月は下記のとおりです。皆さまどうぞご利用ください。



主な図書

藤沢周平の本

『三屋清左衛門残日録』

『藤沢周平未刊行初期短篇』

『蝉しぐれ』

『橋ものがたり』

新着 『秘太刀馬の骨』

新着 『義民が駆ける』

主な
児童図書

しかけえほん

新着 『光の旅 かげの旅』
アン・ジョナス

新着 『やさいさん』
tupera tupera

新着 『きのこのうち』
ベンジー・デイヴィス

新着 『おおきなおおきなきいろいひまわり』
フランセス・バリー

新着 『よこながきしゃぼっぽ』
スキャリー・リチャード

新着 『よくばりなこいぬ』
トリッシュ・フィリップス

教育関連施設開館日のお知らせ

町 体育館

体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日

卓球、パドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。

10日(日) 午前9時～午後4時

◎軽スポーツ教室

スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。
インディアカやドッジボール、卓球などを実施しております
のでぜひお越しください。

10日(日) 午後1時～4時

文化資料館

◎開館日

毎週日曜日
午前9時～午後4時



北部公民館

◎開館日

火～日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

●電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)

●FAX/0569-38-7859

※時間外は留守番電話にて対応します。

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 4日・7日・11日・14日・18日・21日・25日・28日	毎週火・金曜日 1日・5日・8日・12日・15日・19日・22日・26日・29日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 6日・20日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 6日・13日・20日・27日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 13日	毎月第4水曜日 27日
資源ごみ	毎月第4日曜日 24日	

家庭ごみ収集におけるお願い

※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)

※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。

※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

11月カレンダー

主な行事	場 所	時 間	備 考
1 金			
2 土			
3 日 <small>文化の日</small> ・秋の文化祭	町体育館 小学校ふれあいホール(体験教室)	午前8時30分～午後4時(作品展) 午前8時40分～午後2時20分 (舞台発表)	
4 月 <small>振替休日</small> ・町制施行25周年記念式典	町体育館	午前9時～11時	
5 火			
6 水			
7 木			
8 金			
9 土			
10 日 ・日曜役場 ・軽スポーツ教室	役場 住民課・税務課 町体育館	午前8時30分～午後5時 午後1時～4時	
11 月			
12 火			
13 水			
14 木			
15 金			
16 土			
17 日			
18 月			
19 火			
20 水			
21 木 ・北勢地域若者サポートステーション出張相談	福祉・教育センター	午前10時～12時	要予約
22 金			
23 土 <small>勤労感謝の日</small>			
24 日 ・日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	
25 月 ・心配ごと相談	福祉・教育センター	午前9時～11時30分	
26 火			
27 水			
28 木			
29 金			
30 土			

12月カレンダー

1 日 ・町内一斉清掃	町内全域		
2 月 ・延長役場	役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
3 火			
4 水			
5 木			

11月の納付

- 国民健康保険料(12/2納期限) …第4期分
 - 後期高齢者医療保険料(12/2納期限) 第5期分
 - 介護保険料(12/2納期限) ……第4期分
 - 水道料金・下水道使用料(12/2納期限) B地区
 - 幼稚園授業料(11/15納期限) ……11月分
 - 保育園保育料(11/27納期限) ……11月分
- 口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

木曾岬町の人口と世帯数 10月15日現在

人口 6,638人 (前月比+11)

男 3,381人 (前月比+10)

女 3,257人 (前月比+1)

世帯数 2,338世帯 (前月比+5)

夜間・休日電話 68-8111
 平日夜間17:15～翌日8:30 / 土・日・祝日・年末年始
 総務企画課 68-6100 産業建設課 68-6105
 68-6101 68-6106
 税 務 課 68-6102 出 納 室 68-6107
 住 民 課 68-6103 議会事務局 68-6108
 福祉健康課 68-6104 教育委員会 68-1617



●町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>